

ひとり親家庭の就業支援

ひとり親家庭の方の就業を支援するために、次のような制度があります。どの給付金についても詳細な要件があるため、必ず事前にご相談ください。

高等学校卒業程度認定試験

合格支援給付金

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために受講した講座の修了時に、支払った受講料の20%(上限10万円)を助成します。助成額が4万円を超えない場合は、対象にはなりません。

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、就職につなげる能力開発のために指定教育訓練講座を受講した場合に、支払った受講料の60%(上限20万円)を助成します。助成額が1万2千円を超えない場合は、支給対象にはなりません。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、看護師・保育士・介護福祉士・理学療法士・作業療法士等の資格を取得するために養成機関で修業する場合、月額最高10万円(上限3年)が支給されます。

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

パソコン基本操作相談窓口

パソコンボランティアの方が相談に応じます。

■日時 9月2日(月)

午後1時～2時

■相談受付

下野PC愛好会

(パソコンボランティア講師団体)

■会場・問い合わせ先

生涯学習情報センター

☎(40)0911

個人事業税の納税

8月は、平成30年中に個人で事業を営まれていた方に、個人事業税が課税されます。

なお、今年度より、第2期分の納付書も第1期と併せて発送しますのでご注意ください。

■納期限 9月2日(月)

■問い合わせ先

県税事務所

☎0282(23)3414

WANTED! 赤ずきんを探せ

グリムの森の中にある「赤ずきん」が描かれたマンホールのふたをさがしましょう。

正解者には、抽選でプレゼントがあります。

■実施期間

7月20日～9月1日(日)

午前9時～午後5時

■参加料 無料

■問い合わせ先

グリムの館 ☎(52)1180

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。

■対象者

手当1級相当

・身体障がい者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当する児童

・療育手帳の判定がA程度、または精神障がい者保健福祉手帳1級程度に該当する児童

手当2級相当

・身体障がい者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当する児童

・日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がい、もしくは精神障がいの児童

■手当の額(4月～)

1級相当…月額52,200円

2級相当…月額34,770円

■支給月 4月・8月・11月

※申請月の翌月分から支給が開始されます。

■支給制限

①児童または請求者が日本国内に住んでいないとき
②児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき

③児童が児童福祉施設等に入所しているとき

※保育所、通所施設、障がい児入所施設への親子入所を除く

※請求者や配偶者及び扶養義務者の所得が制限基準額以上である場合は、その年の8月から翌年7月までの手当が支給停止になります。

「所得状況届」をお忘れなく

8月は、特別児童扶養手当の「所得状況届」を提出する月です。届出をしないと受給資格がある人でも8月分からの手当が受けられなくなってしまいます。また、2年間届出をしないと、時効で受給権がなくなります。受給者には8月上旬に通知書を郵送しますので、必ず届出をしてください。

■受付期間 8月13日(火)～30日(金)

■届出に必要なもの

通知書、手当証書、印鑑、その他指定の書類

■問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8900 ☎(32)8601